

計画作成年度	令和５年度
計 画 主 体	長泉町

長泉町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 長泉町産業振興課農業支援チーム
 所 在 地 静岡県駿東郡長泉町中土狩８２８
 電 話 番 号 ０５５－９８９－５５１６
 F A X 番 号 ０５５－９８９－５５６４
 メールアドレス nousei@town.nagaizumi.lg.jp

- (注) １ 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- ２ 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カラス、ドバト、ヒヨドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	静岡県駿東郡長泉町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
イノシシ	いも類	90	2
	小 計	90	2
ニホンジカ	稲	48	4
	いも類	45	1
	小 計	93	5
ニホンザル	野菜	250	15
	いも類	34	1
	小 計	284	16
ハクビシン	野菜	8	0
	小 計	8	0
タヌキ	—	—	—
アナグマ	—	—	—
カラス	—	—	—
ドバト	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—
合 計		475	23

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

- ① イノシシ
元長窪、上長窪、下長窪、東野、下土狩地区での目撃、被害情報が報告されており、被害の発生時期は5月～9月が多く、いも類の被害が多い。
- ② ニホンジカ
元長窪、上長窪、下長窪、東野地区で目撃、被害情報が報告されており、被害の発生時期は年間通してあり、稲やいも類の被害が多い。
- ③ ニホンザル
元長窪、上長窪、下長窪、南一色、東野、下土狩地区での目撃、被害情報が報告されており、被害の発生時期は年間通してあり、野菜、いも類の被害が多い。
- ④ ハクビシン
上土狩、中土狩、下土狩、本宿、竹原、東野地区などで目撃、被害情報が報告されており、野菜の被害が多い。
- ⑤ タヌキ、アナグマ
東野地区などでの目撃情報が報告されているが、農作物への被害報告はない。
- ⑥ カラス
町内全域に生息している。件数は多くないが、農作物への被害が報告される年もあり、糞害などの生活環境被害も発生している。
- ⑦ ドバト、ヒヨドリ
町内全域に生息している。件数は多くないが、農作物への被害が報告される年もあり糞害、騒音等の生活環境被害も発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（a）	被害金額（千円）	被害面積（a）
イノシシ	90	2	76	1
ニホンジカ	93	5	79	4
ニホンザル	284	16	241	13
ハクビシン	8	0	6	0
タヌキ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
カラス	—	—	—	—
ドバト	—	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—	—
合 計	475	23	402	18

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・駿東猟友会長泉支部に有害鳥獣捕獲の委託を行い、個体数の減少に努めた。 ・有害鳥獣捕獲従事者の減少に対応するため、狩猟免許の取得に要する経費に対し、補助金を交付するものとした。	・捕獲の中心を担う猟友会会員が高齢化、担い手不足により今後の捕獲活動の継続が懸念される。 ・集落周辺での鳥獣の出没が増加しているが、銃による捕獲の実施ができず、わなでの捕獲となることから対応に苦慮している。 ・市街化区域で目撃されたときの対応に苦慮している。
防護柵の設置等に関する取組	・町内に農地を持つ農業者が電気柵等の防護装置を設置する際に購入費の一部を助成した。	・電気柵を設置できていない畑が数多くあり、多くの農作物が防護されておらず、その付近に鳥獣が定住してしまう。すべての畑を防護することは不可能なため、放置された野菜くずや果樹を減らすこと、追い払いを実施することを継続的に啓発する必要がある。
生息環境管理その他の取組	・月に一度パトロールを行い、農地の被害者に対して助言を行った。 ・猟友会で罟の講習を行い、知識の普及に努めた。	・パトロールでは、報告のあった箇所を中心に回っているため、視野を広げたパトロール方法を検討する。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまで実施してきた捕獲業務委託や防護柵設置費補助などの猟友会や市町が主導する鳥獣被害対策は継続しつつ、鳥獣被害多発地域の住民を対象とした鳥獣の追い払いや放任果樹等の除去を題材にした勉強会を行い、住民の自衛意識を高める活動に取り組んでいくとともに、鳥獣被害対策実施隊によるパトロールや追い払いの実施により鳥獣が寄り付かない環境づくりを行っていく。

また、町、農協、農家、猟友会等で鳥獣に関する情報の共有を図り、農作物の被害状況や正しい防除方法、効率的な捕獲方法について検討することで鳥獣から農作物を守る環境の整備を図っていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

駿東猟友会

長泉支部会長：1名

会員：30名程度

内容：銃やわなによる有害鳥獣の捕獲業務

ニホンジカ、イノシシの捕獲に当たりライフル銃を必要とする場合もあると考えられるが、あくまで限定的な条件下での使用となるため、ライフル銃による捕獲については必要性等について慎重に検討する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ カラス ドバト ヒヨドリ	・鳥獣の出没状況、農作物の被害状況、猟友会の捕獲実績などを考慮し、鳥獣の捕獲機材を導入する。 ・捕獲の担い手確保・育成のため、狩猟免許取得に要する経費の補助制度や狩猟免許試験の情報を広報等で周知する。 ・鳥獣被害対策実施隊と鳥獣の出没状況、被害の調査結果等の情報を共有し、捕獲の効率化を図る。
令和 7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ カラス ドバト ヒヨドリ	・鳥獣の出没状況、農作物の被害状況、猟友会の捕獲実績などを考慮し、鳥獣の捕獲機材を導入する。 ・捕獲の担い手確保・育成のため、狩猟免許取得に要する経費の補助制度や狩猟免許試験の情報を広報等で周知する。 ・鳥獣被害対策実施隊と鳥獣の出没状況、被害の調査結果等の情報を共有し、捕獲の効率化を図る。
令和 8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ カラス ドバト ヒヨドリ	・鳥獣の出没状況、農作物の被害状況、猟友会の捕獲実績などを考慮し、鳥獣の捕獲機材を導入する。 ・捕獲の担い手確保・育成のため、狩猟免許取得に要する経費の補助制度や狩猟免許試験の情報を広報等で周知する。 ・鳥獣被害対策実施隊と鳥獣の出没状況、被害の調査結果等の情報を共有し、捕獲の効率化を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
対象鳥獣の過去の捕獲実績（長泉町有害鳥獣捕獲業務委託捕獲実績）					
鳥獣 \ 年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
イノシシ（頭）	7	6	10	9	11
ニホンジカ（頭）	6	17	11	11	72
ニホンザル（頭）	0	0	3	5	1
ハクビシン（頭）	11	12	21	9	23
タヌキ（頭）	0	0	0	0	6
アナグマ（頭）	0	0	0	0	7
カラス（羽）	0	0	0	0	0
ドバト（羽）	0	0	0	0	0
ヒヨドリ（羽）	0	0	0	0	0
① イノシシ 近年、目撃情報、農作物の被害が増えている傾向にあるため、15頭を捕獲目標値とする。 ② ニホンジカ 近年、目撃情報、農作物の被害が増えている傾向にあるため、40頭を捕獲目標値とする。県で実施している管理捕獲と連携し、対策を進める。 ③ ニホンザル 近年、目撃情報、農作物の被害が増えている傾向にあるが、捕獲が難しく、捕獲実績がないことを考慮し、捕獲目標値を5頭とする。 ④ ハクビシン 近年、農作物への被害が増えている傾向にあるため、20頭を捕獲目標値とする。 ⑤ タヌキ・アナグマ 近年、目撃情報はあるものの農作物への被害が少ないため、各5頭を捕獲目標値とする。 ⑥ カラス、ドバト、ヒヨドリ 町内全域に生息している。件数は多くないが、農作物への被害も報告されているため、各20羽を捕獲目標値とする。					

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	15 頭	15 頭	15 頭
ニホンジカ	40 頭	40 頭	40 頭
ニホンザル	5 頭	5 頭	5 頭
ハクビシン	20 頭	20 頭	20 頭
タヌキ	5 頭	5 頭	5 頭
アナグマ	5 頭	5 頭	5 頭
カラス	20 羽	20 羽	20 羽
ドバト	20 羽	20 羽	20 羽
ヒヨドリ	20 羽	20 羽	20 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・ 捕獲手段は銃器及びわな。 ・ 捕獲の実施予定時期は、被害の申出に基づき適宜実施する。 ・ 捕獲予定場所は町内全域とするが、銃器は町内山間部のみ使用可能とし、住宅地では追い払いや箱わなによる捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・ 鳥獣被害対策実施隊では、ライフル銃による捕獲等は実施しない。 ・ 駿東猟友会長泉支部がニホンジカ、イノシシの捕獲に当たりライフル銃を必要とする場合もあると考えられるが、あくまで限定的な条件下での使用となるため、ライフル銃による捕獲については必要性等について慎重に検討する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
長泉町全域	計画に記載した鳥獣においては権限移譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ カラス ドバト ヒヨドリ	防護柵やバリアト ーン等の設置に対 し補助を行う。	防護柵やバリアト ーン等の設置に対 し補助を行う。	防護柵やバリアト ーン等の設置に対 し補助を行う。
参考	※補助率1/2以内 ※上限 認定農業者 30万円 その他の農業者 10万円	※補助率1/2以内 ※上限 認定農業者 30万円 その他の農業者 10万円	※補助率1/2以内 ※上限 認定農業者 30万円 その他の農業者 10万円

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	月に1度程度、実施 隊員で町内の鳥獣 パトロールを実施 し、追い払いや、防 護柵等の管理指導 を実施する。	月に1度程度、実施 隊員で町内の鳥獣 パトロールを実施 し、追い払いや、防 護柵等の管理指導 を実施する。	月に1度程度、実施 隊員で町内の鳥獣 パトロールを実施 し、追い払いや、防 護柵等の管理指導 を実施する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ カラス ドバト ヒヨドリ	・防護柵の設置方法が効果的でない事例を発見した場合、可能な限り所有者と連絡を取り、維持修繕の指導を行う。 ・自主的にパトロールを実施し、積極的な追い払いをする。 ・被害の実態から鳥獣の生息場所を把握する。
令和 7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ カラス ドバト ヒヨドリ	・防護柵の設置方法が効果的でない事例を発見した場合、可能な限り所有者と連絡を取り、維持修繕の指導を行った。 ・自主的にパトロールを実施し、積極的な追い払いをした。 ・被害の実態から鳥獣の生息場所を把握した。
令和 8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ カラス ドバト ヒヨドリ	・防護柵の設置方法が効果的でない事例を発見した場合、可能な限り所有者と連絡を取り、維持修繕の指導を行った。 ・自主的にパトロールを実施し、積極的な追い払いをした。 ・被害の実態から鳥獣の生息場所を把握した。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

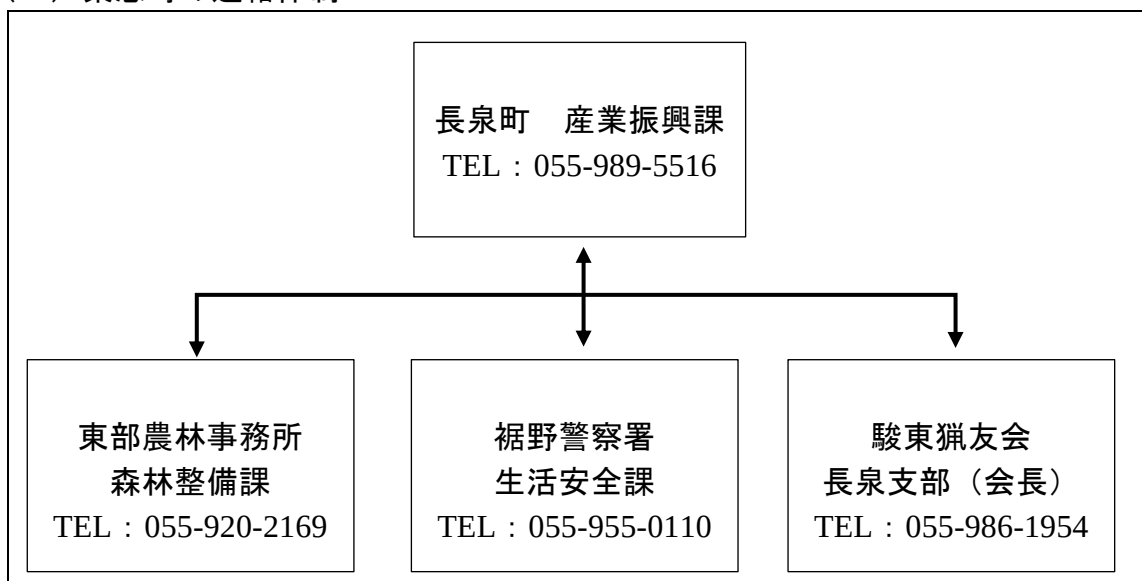
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東部農林事務所地域振興課	・鳥獣被害の防止や捕獲に対する助言 ・情報提供
東部農林事務所森林整備課	・出沒した鳥獣への対処の協力 ・鳥獣被害の防止や捕獲に対する助言 ・捕獲許可に係る指導及び情報提供
裾野警察署生活安全課	・出沒した鳥獣への対処の協力 ・鳥獣被害の防止や捕獲に対する助言 ・指導及び情報提供

長泉町産業振興課	・ 鳥獣被害の防止活動 ・ 地域住民に対し、捕獲活動への理解と協力を求める ・ 出没した鳥獣への対処及び提言
駿東猟友会長泉支部	・ 鳥獣捕獲の実施
長泉町鳥獣被害対策実施隊	・ 地域住民等への指導・助言、研修会の実施 ・ 通報による現地確認 ・ 鳥獣被害防止パトロール

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には自家消費することとし、自家消費が不可能な場合は適切な処理施設での焼却処分をすることとする。学術研究目的のために利活用する場合は、関係機関と協議する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園でのとけ給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	長泉町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
富士伊豆農業協同組合 ながいずみ営農経済センター	・ 鳥獣出没情報等の提供 ・ 被害対策への協力
駿東猟友会長泉支部	・ 鳥獣生息情報等の提供 ・ 鳥獣捕獲の実施
長泉町農業委員会	・ 鳥獣出没情報等の提供 ・ 被害対策への協力
静岡県鳥獣保護管理員	・ 捕獲に関する助言 ・ 傷病鳥獣の保護管理
東部農林事務所 地域振興課	・ 被害対策に関する助言、指導、情報提供
東部農林事務所 森林整備課	・ 被害対策に関する助言、指導、情報提供
長泉町 産業振興課	・ 協議会の運営、提言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県農林技術研究所 (森林・林業研究センター)	・被害対策に関する助言、指導、情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

長泉町鳥獣被害対策実施隊
① 隊員の定数 隊員の定数は10名以内とする。
② 隊員の任命 隊員は町職員、鳥獣被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者の中から任命される。
③ 隊長 実施隊には隊長を置き、隊長は長泉町産業振興課長の職にある者を充てる。
④ 職務 ア 有害鳥獣の生育状況並びに被害発生の時期及び場所の調査 イ 有害鳥獣捕獲の事前調査及び猟友会への捕獲要請に関すること ウ 有害鳥獣による被害防止施策に係る地域住民等への指導及び助言

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

自治会や部農会等の地域団体から情報収集などの協力を得ながら取り組みを実施していく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 東部地域有害鳥獣被害対策連絡会と連携し、情報交換やそれに応じた広域的な被害防止施策を実施する。
- ・ 地域住民との連携を強化する。
- ・ 県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。